

# 神戸市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画

平成16年7月

神戸市

## 目 次

第 1	はじめに	1
第 2	ホームレスに関する現状	
1	神戸市ホームレス一斉調査による現状	2
2	ホームレス実態調査による現状	2
(1)	概数調査の結果（ホームレスの数）	2
(2)	生活実態調査の結果	3
ア	年齢・性別	3
イ	野宿生活の状況	4
ウ	野宿生活までのいきさつ	5
エ	健康状態と福祉制度等の利用状況	6
オ	自立に向けて	7
カ	生活歴	8
キ	行政への要望・意見	8
3	ホームレス対策の現状	8
(1)	神戸市のホームレス対策の推進体制	8
(2)	実態把握	8
(3)	施設入所・住まいの確保等による自立支援	9
第 3	ホームレス対策の推進方策	
1	基本的な考え方	10
2	基本目標	11
(1)	安定した居住の場所の確保	11
(2)	就業の機会の確保	11
(3)	保健及び医療の確保	11
(4)	生活に関する相談及び指導	11
(5)	ホームレスの個々の事情に対応した取り組み	11
(6)	緊急援助及び生活保護の実施	11
(7)	ホームレスの人権の尊重	11
(8)	地域における生活環境の改善	11
(9)	民間団体等との連携	11
(10)	その他自立の支援等に関する事項	11
3	基本目標の各課題に対する取組方針	13
(1)	安定した居住の場所の確保について	13
ア	市営住宅への入居支援	13
イ	民間賃貸住宅の活用	13
ウ	安定した住居の確保支援	13
エ	民間賃貸住宅にかかわる団体への協力要請	13
オ	一時的な住まいの確保支援	13
(2)	就業の機会の確保について	14
ア	事業主等に対する啓発	14
イ	求人情報の提供等	14
ウ	職業相談の実施	14

(3)	保健及び医療の確保について	15
ア	健康相談等	15
イ	疾病の発見と受診	15
ウ	結核にり患している者への対応	15
エ	医療の確保	15
(4)	生活に関する相談及び指導に関する事項について	16
ア	実態把握	16
イ	総合的な相談体制の確保	16
ウ	ホームレスに対する心のケア	16
エ	福祉事務所における相談窓口対応	16
オ	関係機関との連携等	16
(5)	ホームレスの個々の事情に対応した取り組みについて	18
ア	就労意欲のある者に対する支援	18
イ	医療や福祉等の援助が必要な者に対する支援	18
ウ	社会生活を望まない者に対する支援	18
エ	女性ホームレスに対する支援	18
オ	その他の者に対する支援	18
(6)	緊急に行うべき援助及び生活保護法による保護の実施について	19
ア	ホームレスに対し緊急に行うべき援助	19
イ	生活保護法による保護の実施	19
(7)	ホームレスの人権の尊重に関する事項について	21
ア	人権啓発事業の実施等	21
イ	相談と事案の適切な解決	21
ウ	施設における人権の尊重	21
(8)	地域における生活環境の改善に関する事項について	22
ア	施設管理者の役割	22
イ	放棄物等の処理	22
(9)	民間団体等との連携に関する事項について	23
ア	民間団体等との情報・意見交換	23
イ	民間団体等への情報提供・支援	23
ウ	民間団体等との連携・協力	23
(10)	その他ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項について	24
ア	市民福祉総合計画の推進	24
イ	NPO等が活動しやすい環境作り	24
ウ	民生委員児童委員協議会への研修等	24
エ	権利擁護事業の推進	24
4	総合的かつ効果的な推進体制	25
(1)	国、兵庫県等関係機関との連携	25
(2)	他の関係機関との連携	25
5	フォローアップ及び見直し	26
(1)	計画期間	26
(2)	計画の見直し等	26
	関連する施策・窓口の例示	27
<b>資料</b>	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法	31

## 第1 はじめに

厳しい経済・雇用情勢を背景として、本市においても、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされている人々が多数存在しています。ホームレスの多くは、公園、河川、道路等を起居の場所として日常生活を送っており、食事の確保や健康面で問題を抱えるほか、一部では地域社会とのあつれきが生じるなど早急な解決が求められています。

こうした中、平成14年8月に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(平成14年法律第105号。以下「法」という。)が施行されました。

法においては、第3条でホームレスの自立の支援等に関する施策の目標等が明示され、第5条及び第6条で国と地方公共団体の責務として、これらの目標に関する施策を策定し、実施するよう求めています。また、第8条で国は基本方針を、第9条で必要と認める地方公共団体は実施計画を策定しなければならないとしています。

このため、平成15年1月から2月にかけて「ホームレスの実態に関する全国調査」(以下「ホームレス実態調査」という。)が実施され、国はその結果を踏まえ平成15年7月に「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)を策定しました。

「ホームレス実態調査」の概数調査では、兵庫県下において947人、うち神戸市においては323人(政令指定都市では8番目)が確認されていることから、兵庫県では国の基本方針に即した「ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」(以下「実施計画」という)を策定予定です。

本市としては、従来からホームレスに関する問題・事例ごとに関係部署や機関がそのつど連携して適切な対応に努めてきましたが、今後も神戸市の実情に応じた取り組みによって、ホームレスの自立を促すとともに、新たにホームレスとなることを防止し、地域社会におけるホームレスに関する問題の解決を図ることを目的として、兵庫県実施計画との調整を図りつつ、神戸市実施計画を策定することとしました。

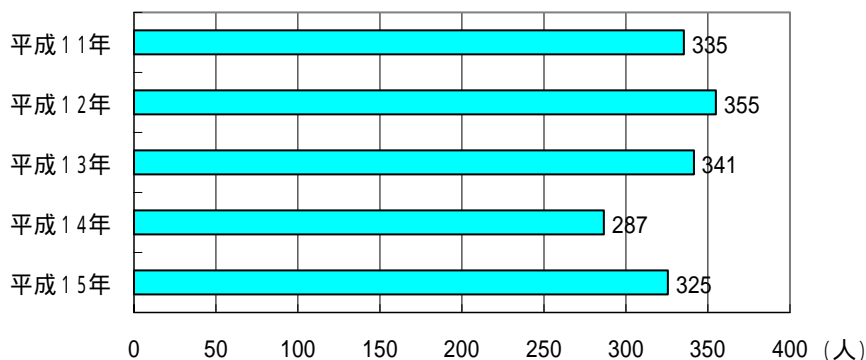
## 第2 ホームレスに関する現状

### 1 神戸市ホームレス一斉調査による現状

本市においては、震災後のホームレス問題の顕在化に鑑み、ホームレス対策の基礎資料とするため、平成9年度より8月下旬の夜間に職員が全区を一斉に巡回する目視調査（以下「ホームレス一斉調査」という。）を実施しています。

ホームレス一斉調査において確認されているホームレスの数は、平成9年以降増加を続け、平成12年には過去最高の355人となりましたが、平成13年341人、平成14年287人、平成15年325人と、ここ数年は概ね300人前後と横這いで推移しています。

ホームレス数の推移



調査結果を区別に見ると、平成15年度では、中央区189人、兵庫区53人となっており、この2区で全体の74.5%を占めています。また、周辺の東灘区、灘区、長田区、須磨区にも拡散していく傾向が窺えますが、北区ではホームレスを確認していません。

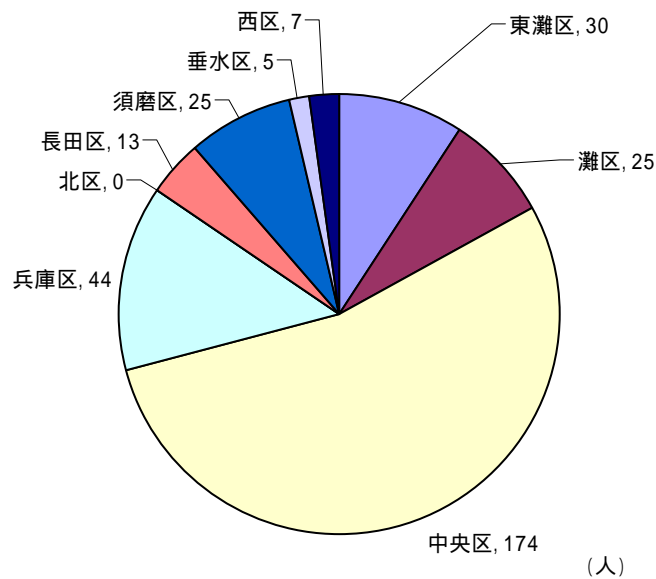
### 2 ホームレス実態調査による現状

平成15年1月から2月にかけて、国が全ての市町村を対象に、統一した調査方法による初めての全国調査（以下「ホームレス実態調査」という。）を実施しました。ホームレス実態調査には、神戸市が従来から行っているホームレス一斉調査と同様の目視調査である「概数調査」と、ホームレスに対して個別面接調査を行う「生活実態調査」があり、それらの調査結果は以下のとおりです。

#### (1) 概数調査の結果（ホームレスの数）

15年1月に実施した概数調査では、全市で323人、中央区174人、兵庫区44人となっており、この2区で67.5%を占めるなど、ホームレス一斉調査とほぼ同じ傾向が見られます。

各別ホームレス数



(2) 生活実態調査の結果

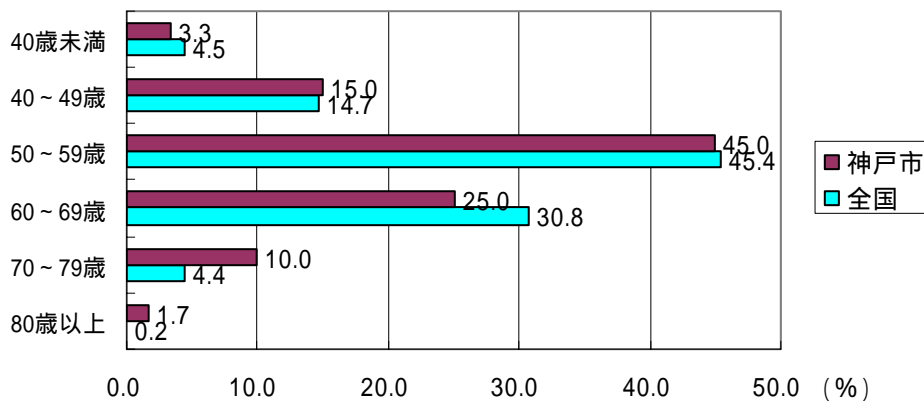
ホームレスの生活実態については、ホームレス実態調査において、60名を対象に職員が個別面接調査を行いました。

ア 年齢・性別

ホームレスの年齢分布については、50～60歳代が全体の70.0%（全国値76.2%）を占め、全体の平均年齢は57.0歳（全国値55.9歳）となっており、中高年齢層が大半を占めています。

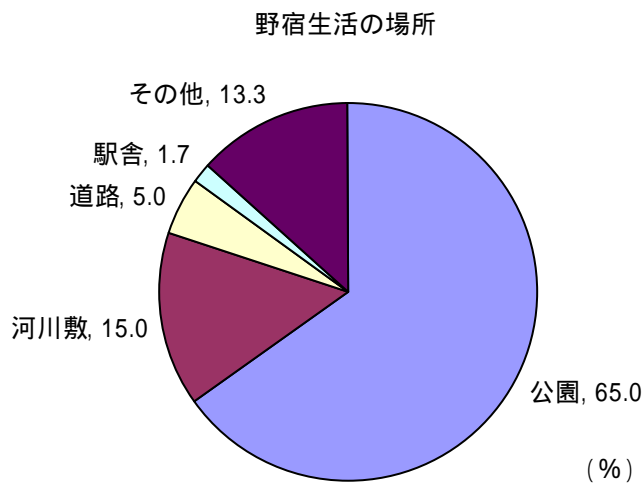
性別では、男性が96.7%（全国値95.2%）、女性が3.3%（全国値4.8%）となっています。

年齢分布

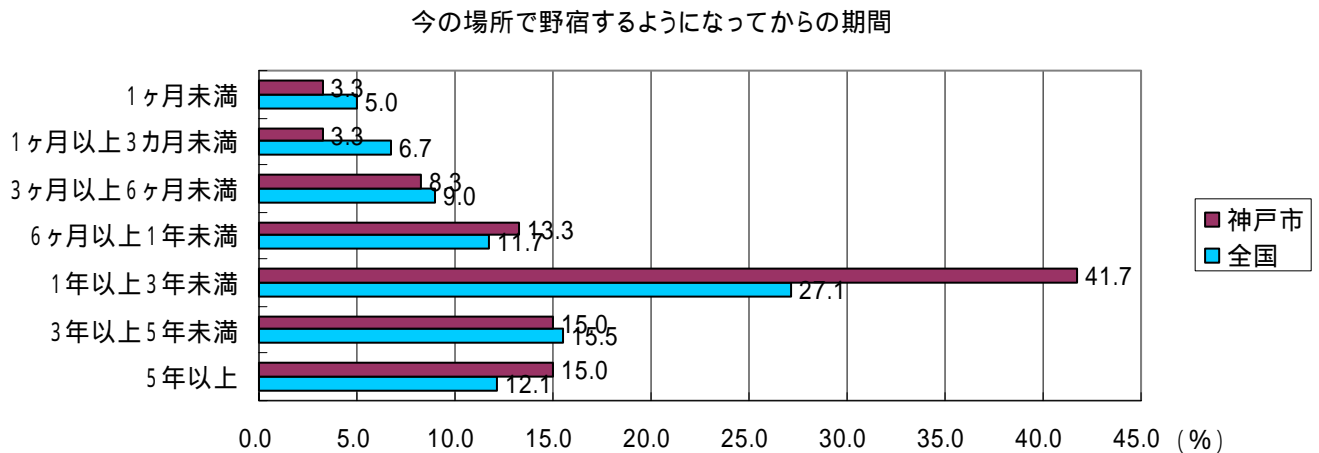


## イ 野宿生活の状況

野宿生活の場所としては、「公園」が65.0%(全国値40.8%)、「河川敷」が15.0%(全国値23.3%)となっており、公園に起居するホームレスの比率が高くなっています。

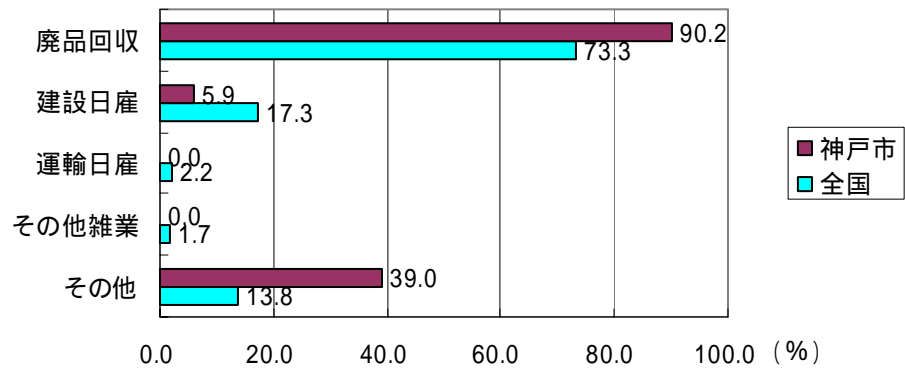


直近のホームレスになってからの期間は、「1年未満」が28.3%(全国値32.4%)、「1年以上3年未満」が41.7%(全国値27.1%)となっており、全体の約7割がここ3年未満の間に野宿生活に至っていました。

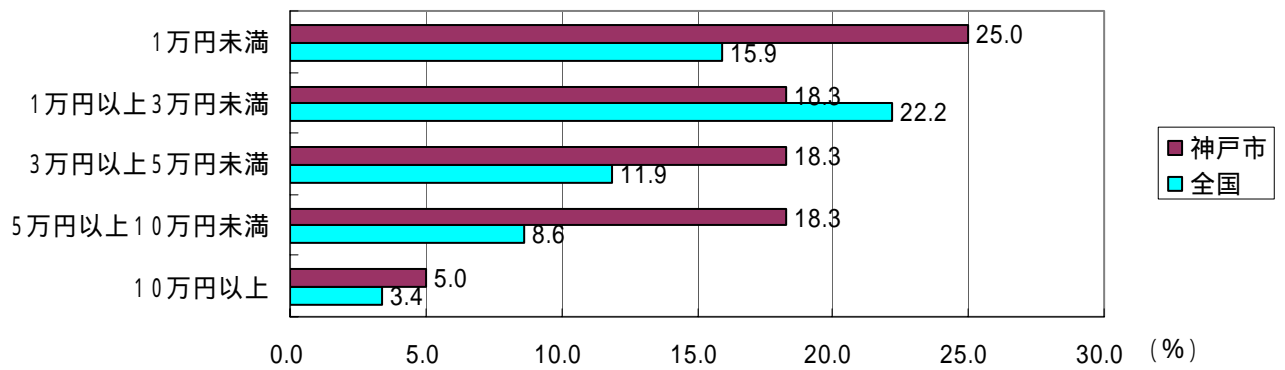


仕事と収入の状況としては、ホームレスの85.0%(全国値64.7%)が何らかの仕事に従事して生活費を得ています。その仕事の内容を見ますと、「廃品回収」が90.2%(全国値73.3%)を占めており、平均的な収入月額は「5万円以上」が23.3%(全国値12.0%)で最も多く、「1万円以上3万円未満」「3万円以上5万円未満」が、各々18.3%(全国値は各々22.2%、11.9%)でした。

現在している仕事(複数回答)



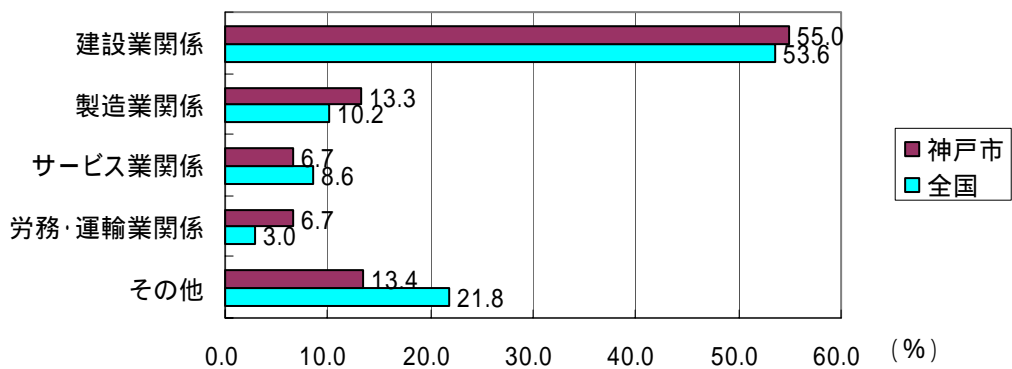
収入(ここ3ヵ月の平均)



ウ 野宿生活までのいきさつ

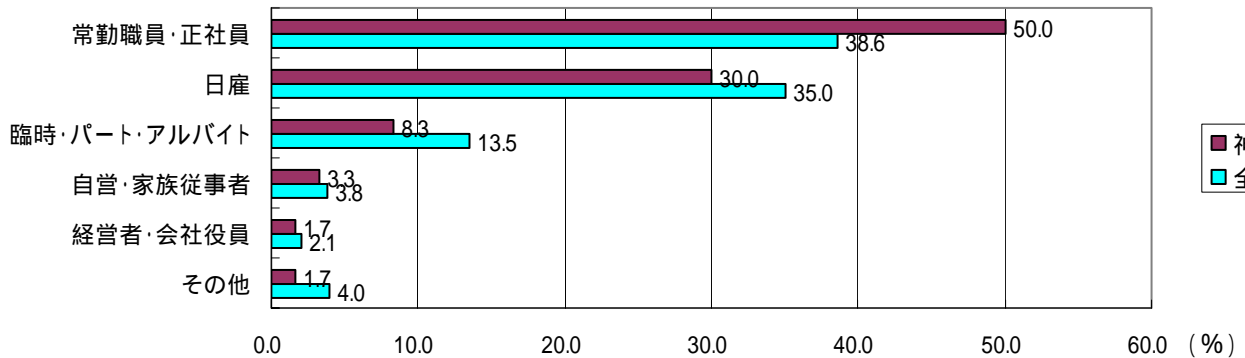
野宿生活の直前の職業としては、建設業関係の仕事が55.0%（全国値53.6%）、製造業関係の仕事が13.3%（全国値10.2%）を占めています。雇用形態は「常勤職員・従業員（正社員）」が50.0%（全国値38.6%）に達し、全国平均を大きく上回っています。なお、従来はホームレスの典型的な雇用形態であった「日雇」は30.0%（全国値35.0%）にとどまり、常勤の労働者からの落層が顕著となっています。

野宿生活をする直前にしていた職業



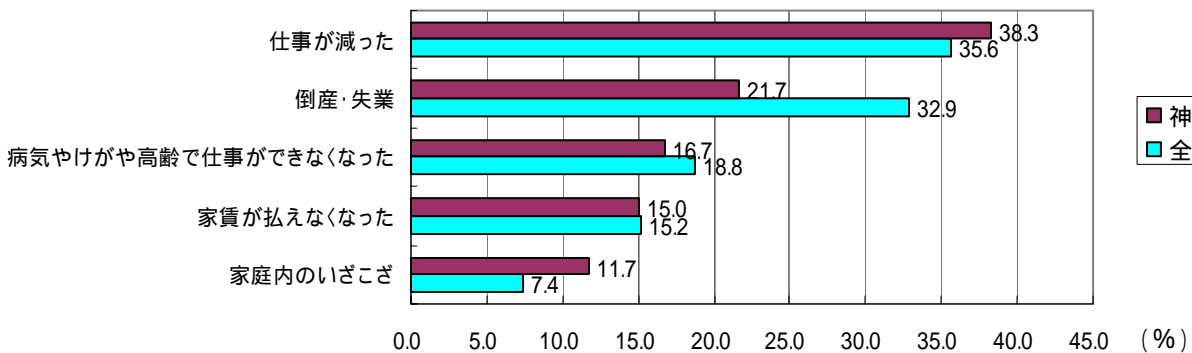


野宿生活をする直前の雇用形態



また、野宿生活に至った理由としては、「仕事が減った」が38.3%(全国値35.6%)、「倒産・失業」が21.7%(全国値32.9%)、「病気・けが・高齢で仕事ができなくなった」が16.7%(全国値18.8%)となっており、厳しい経済・雇用情勢を反映して失職を理由とする人が過半数を占めている点は、全国の傾向と変わりませんでした。

野宿生活になった理由(複数回答)



さらに、野宿生活の直前に居住していた地域については、兵庫県内が53.3%(全国値で同一県内と回答68.5%)、県外が45.0%(全国値31.5%)となっています。

神戸市には、阪神間で唯一ホームレス対策の施設(更生センター・更生援護相談所)が設置されている関係で、常に市外(県外)からの転入者の比率が高い傾向にあります。

## エ 健康状態と福祉制度等の利用状況

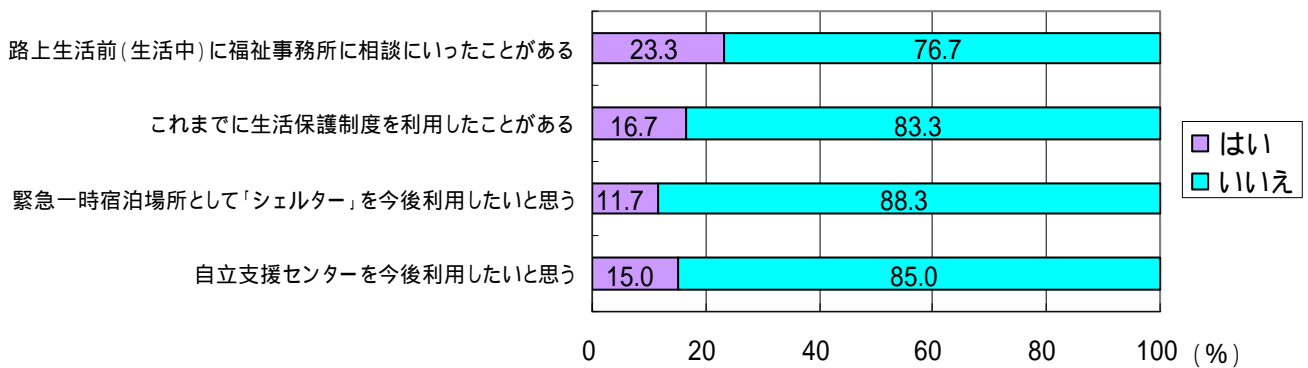
現在の健康状態については、身体の不調を訴えている者は30.0%(全国値47.4%)であり、このうち治療を受けていない者が、72.2%(全国値68.4%)となっています。

また、福祉制度等の利用状況としては、これまでに福祉事務所等へ相談に行ったことのある者は23.3%(全国値33.1%)、何らかの方法で生活保護制度を利用したことが

ある者は16.7%（全国値24.5%）、障害者手帳や療育手帳を今持っている者は調査対象の中にはいませんでした（全国値2.0%）。

神戸市には建設されていませんが、緊急的な一時宿泊所であるホームレス緊急一時宿泊施設（以下「シェルター」という。）の利用を希望する者は11.7%（全国値38.7%）、ホームレス自立支援施設（以下「自立支援センター」という。）の利用を希望する者は15.0%（全国値38.9%）であり、これら施設の利用を望む意見は少数にとどまりました。

福祉制度等の利用

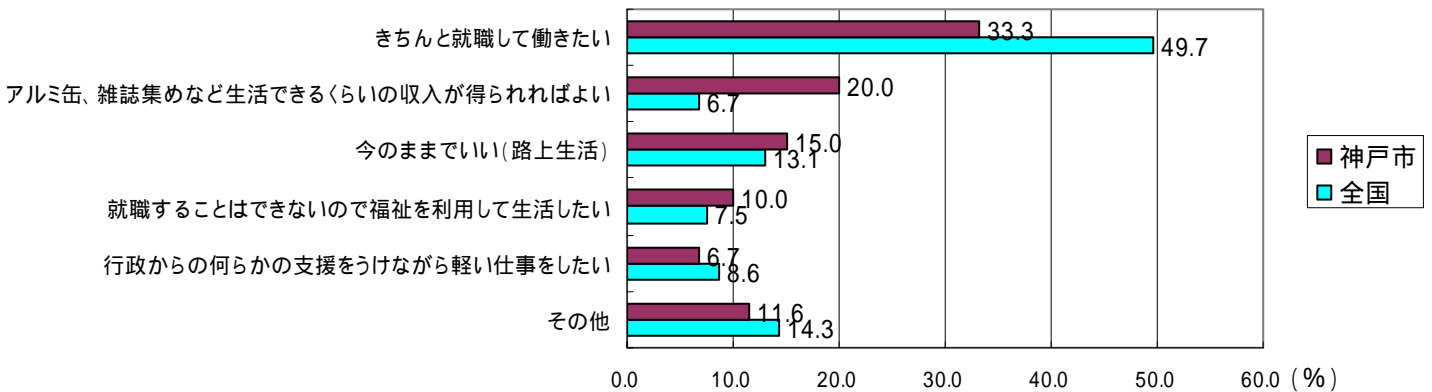


オ 自立に向けて

自立に向けた今後の希望としては、「きちんと就職して働きたい」が33.3%（全国値49.7%）であるのに対し、「アルミ缶・雑誌集めなどの都市雑業的な仕事で生活できるくらいの収入が得られればよい」と答えた者が20.0%（全国値6.7%）、「福祉を利用して生活したい」が10.0%（全国値7.5%）、「行政の支援を受けながら軽い仕事をしたい」が6.7%（全国値8.6%）、「今のままでいい」という者が15.0%（全国値13.1%）でした。

約1/3が再就職による安定就労に望みをつないでいる反面、「都市雑業」「今のままでいい」等の現状を肯定する意見が全国平均より高くなっています。

今後の生活

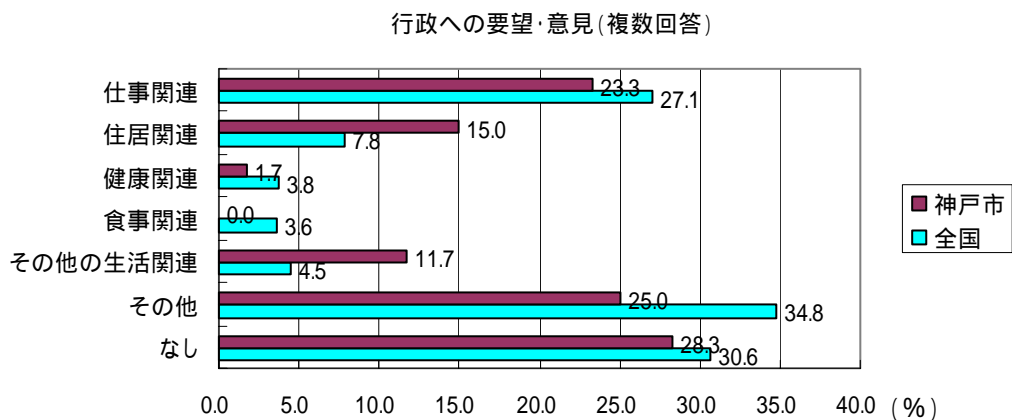


## カ 生活歴

家族との連絡状況については、結婚歴のある者が56.7%（全国値53.4%）を占めていますが、一方で、この1年間に家族・親族との連絡が全く途絶えている者が76.7%（全国値76.9%）となっていました。

## キ 行政への要望・意見

行政への要望・意見としては、仕事関連のものが23.3%（全国値27.1%）、次いで住居関連が15.0%（全国値7.8%）となっており、住まいに関する要望がやや高くなっていました。



## 3 ホームレス対策の現状

### (1) 神戸市のホームレス対策の推進体制

本市では、ホームレス対策に関して特定の担当課を設けることなく、例えば自立支援に関することは主に保健福祉局（保護課・更生センター、福祉事務所等）、公園その他公共施設上の問題については建設局・みなと総局等の施設管理者、市民や民間団体からの要望等の対応は市民参画推進局といった形で、関係各部署が必要に応じて役割分担を行い、問題・事例毎に連携・協力しながら適切に対応することとしています。

平成15年7月31日に国の基本方針が告示されたことを受けて、神戸市におけるホームレスの自立の支援等に関する実施計画を策定するとともに、今後のホームレス対策に関する庁内の協力体制を確保し、実施計画の円滑な実施を図るため、平成15年10月に神戸市ホームレス対策連絡会議を設置しました。

### (2) 実態把握

第2の1でも触れましたように、平成9年度からホームレス一斉調査（目視調査）を実施しています。ホームレスの増加に対応する調査員を確保するとともに、関係部局の協力体制を強化する観点から、保健福祉局保護課・更生センターだけでなく、各区の福祉事務所・広聴担当

課や建設局、みなと総局等の合計100名近い体制で実施しています。

また、更生センター職員による巡回生活相談を随時行い、市内のホームレスの現状の把握に努めています。

### (3) 施設入所・住まいの確保等による自立支援

病気や失業等で生活に困窮するホームレスは、更生センターにおいて生活保護を適用し、生活指導や通院指導、職業相談等を行っています。また、緊急に入院を要する場合は、発病地または入院先を所管する区の福祉事務所において保護を行います。

更生センターや入院先で一定期間生活保護を受け、生活を立て直したが引き続き保護を必要とする場合は、ホームレスの生活能力や自立意欲等を評価検討のうえ、必要に応じ敷金等を支給し、居宅での保護に移行させています。このように元ホームレスに対し定住先を確保する等により保護適用した事例は、平成14年度では297人にのぼります。しかし、それでも全市のホームレスの総数は横ばいであり、不況によりホームレスとなることを余儀なくされたり、市外からの転入等により、根本的な解決には至っていません。

また、更生センターに併設する更生援護相談所では、無料一時宿泊のほか、移送（旅費の現物給付）医療相談等の援護を行います。

このほか、低所得の勤労者の一時的な生活の場として、兵庫荘（1泊50円）磯上荘（1泊200円・神戸市社会福祉協議会が運営主体）を運営し、ホームレスからの自立のステップとして活用しています。

それ以外にも、保健所による健康相談や結核健診等ホームレス以外の者も対象とした一般施策の中に入れて実施することにより、個々のニーズに即した柔軟な対応に努めています。

### 第3 ホームレス対策の推進方策

#### 1 基本的な考え方

ホームレスとなるに至った要因としては、主として、就労する意欲はあるが仕事がなく失業状態にあること、医療や福祉等の援護が必要なこと、社会生活を望まないことの三つがあり、これらが複雑に重なりあってホームレス問題が発生していると考えられます。

その背景としては、長期的な不況などの社会・経済情勢の悪化とそれに伴う失業者の増加、家族や地域の住民相互のつながりの希薄化、ホームレスに対する社会的な排除等があると指摘されています。

ホームレス対策を実施するにあたっては、こうした要因や背景を踏まえ、ホームレスとなる恐れのある者も含め、ホームレスが自らの意思で安定した生活を営めるように支援することが基本です。

神戸市では、地域でともに支え合う自立支援のまちづくりをめざした「“こうべ”の市民福祉総合計画 2010」の理念に則り、市民の理解と協力を得ながら、ホームレス自身の能力活用を図るとともに、再び社会の一員として自立した生活が営めるよう、以下の基本目標に従ってホームレスの自立の支援に関する施策を推進します。

なお、野宿生活を前提とした支援については、恒常的に実施するものではなく、あくまで緊急かつ過渡的な施策として位置づけるものとします。

## 2 基本目標

### (1) 安定した居住の場所の確保

地域社会で自立した日常生活を営むためには、安定した住まいの確保が最も重要なことから、市営住宅の既存制度を活用した入居支援や、低廉な民間住宅の情報提供、既存施設による一時的な住まいの提供など、安定した住居の確保に努めます。

### (2) 就業の機会の確保

就業による自立を側面的に支援するため、働く場の確保を推進するとともに、公共職業安定所等関係機関との連携により、就労意欲のある者に対して、求人情報の提供や職業相談を実施するなど、就業の機会の確保に努めます。

### (3) 保健及び医療の確保

保健所（保健センター）、福祉事務所等の連携により、既存の健康相談、医療の提供等による、保健及び医療の確保に努めます。

### (4) 生活に関する相談及び指導

実態把握に基づくホームレスの個々のニーズに対応できるよう、関係機関相互の連絡や連携を密にし、総合的な相談体制の確保に努めます。また、福祉事務所における相談窓口対応の充実によりホームレスとなることを防止するよう努めます。

### (5) ホームレスの個々の事情に対応した取り組み

就労意欲はあるが失業状態の者、医療や福祉等の援助が必要な者、社会生活を望まない者など、各タイプに応じた施策を、ホームレスの自助努力を前提として実施します。

### (6) 緊急援助及び生活保護の実施

医療機関への入院等の緊急対応、保護要件を満たす者に対する生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の適用等により、最低限度の生活を保障するとともに、自立に向けて適切な支援を実施します。

### (7) ホームレスの人権の尊重

ホームレスの人権の尊重について、一人一人の人権を尊重するという理念の浸透を図るため、人権啓発事業の実施や人権教育の推進に努めます。

### (8) 地域における生活環境の改善

公園その他公共施設の適正な利用を妨げられているとき、当該施設管理者は、ホームレスの自立支援等に関する施策との十分な連携を図りながら、当該施設の適正な管理に努めます。

### (9) 民間団体等との連携

ホームレスの自立の支援を行う民間団体等との情報交換、情報提供等の場を機会あるごとに設けるとともに、民間団体と本市の相互の立場を尊重しながら、連携と協力を図ります。

### (10) その他自立の支援等に関する事項

市民福祉総合計画の着実な実施、NPO 等が活動しやすい環境作りの支援、民生委員児童委員協議会に対する研修等、権利擁護事業の利用などを並行して推進します。

### 3 基本目標の各課題に対する取組方針

#### (1) 安定した居住の場所の確保について

地域社会の中で自立した日常生活を営むことが可能となったホームレスに対して、安定した居住の場所を確保することが必要であり、このため、市内の住宅事情を踏まえつつ、以下の施策展開を図ります。

##### ア 市営住宅への入居支援

地域の住宅ストックの状況等を踏まえつつ、市営住宅において、既存の単身入居や優先入居制度の活用等を図ります。

##### イ 民間賃貸住宅の活用

(社)兵庫県宅地建物取引業協会による低廉な家賃の民間賃貸住宅等に関する情報を、神戸市すまいの安心支援センターにおいても提供しています。このような情報や窓口が周知されるように更生センター、更生援護相談所、その他の社会福祉施設や福祉関係部局との連携を図ります。

##### ウ 安定した住居の確保支援

更生センターや他の社会福祉施設において一定期間安定した生活状況にあると認められ、職業相談等を通じて就労の機会が確保されるなど、自立した日常生活と円滑な共同生活を営むことが可能と認められるものに対して、安定した居所の確保のための支援を行います。

##### エ 民間賃貸住宅にかかわる団体への協力要請

(ア) 低廉な民間賃貸住宅等に関する情報をより一層充実させるよう協力を要請します。また、このような情報が周知されるように更生センター、更生援護相談所、その他の社会福祉施設や福祉関係部局との連携を図るよう求めていきます。

(イ) 研修等の場において、各業者に法の趣旨等を周知するとともに情報提供等への協力を呼びかけるよう依頼します。

##### オ 一時的な住まいの確保支援

ホームレス状態を解消するため一時的な住まいの場を確保するにあたっては、既存の施設のほか NPO 等による社会福祉法（昭和 25 年法律第 45 号）第 2 条第 3 項第 8 号に基づく無料低額宿泊所の活用も検討します。その際、「国の無料低額宿泊所の設置、運営等に関する指針」等に基づき利用者の適切な処遇を確保するものとします。



## (2) 就業の機会の確保について

ホームレスの就業による自立を図るためには、ホームレス自らの意思による自立を基本として、ホームレス個々の就業ニーズや職業能力に応じた対策を講じて、就業の機会の確保を図り、安定した雇用の場の確保に努めることが重要です。

神戸市としては、市民が安定して働く場を確保することが市政の最重要課題であるとの認識の下、各雇用労働行政機関と連携を図りつつ必要な施策を行っていきます。

### ア 事業主等に対する啓発

ホームレスの雇用の促進を図るためには、ホームレスに関する問題について事業主等の理解を深める必要があり、事業主等に対する啓発活動を行います。

### イ 求人情報の提供

神戸市ホームページ上での雇用関連情報の提供を行うとともに、高齢者に対しては、神戸市高齢者職業相談室での職業相談を行います。また、雇用関連情報については、必要に応じ、更生センターや兵庫荘、磯上荘等関連施設での情報提供を行います。

### ウ 職業相談の実施

ホームレスの就業ニーズを的確にとらえることができるように、更生センターや兵庫荘、磯上荘等関連施設において、公共職業安定所等との連携を図りながら職業相談を実施します。

### (3) 保健及び医療の確保について

ホームレスに対する保健及び医療の確保については、健康相談等による健康対策や結核検診等の医療対策を推進していく必要があります。また、ホームレスの健康状態の把握に努めるとともに疾病の予防、検査、治療等が包括的にできる保健、医療及び福祉の連携・協力体制を強化することが重要です。

結核のり患率の高い地域等特に対策を必要とする地域においては、保健所(保健センター)、医療機関、福祉事務所等と密接な連携を図り、引き続き結核対策を行う必要があります。

#### ア 健康相談等

保健所(保健センター)、福祉事務所等における健康相談、保健指導等により、ホームレスの健康対策を図ります。また、精神保健関係の複雑困難な事例については、保健所(保健センター)、福祉事務所等の関係機関に対して、こころの健康センターが指導・援助を行います。

#### イ 疾病の発見と受診

保健所(保健センター)等は、健康に不安を抱えるホームレスの疾病の発見に努めます。健康相談等の結果によっては、医療の必要性を考慮し、更生センター・更生援護相談所、福祉事務所等と連携を図りながら医療機関への受診につなげるよう努めます。

#### ウ 結核にり患している者への対応

結核にり患しているホームレスについては、病状に応じて医療機関での入院治療を行うほか、通院が必要な場合は更生センターへの入所等により、療養が行える環境の確保に努めます。また、福祉事務所等と連携し、服薬や医療の中断等の不完全な治療による結核再発や薬剤耐性化を防ぐため、訪問・来所等による服薬対面指導等を実施します。

#### エ 医療の確保

ホームレスに対する医療の確保を図るため、医師法(昭和23年法律第201号)第19条第1項又は歯科医師法(昭和23年法律第202号)第19条第1項に規定する医師又は歯科医師の診療に応ずる義務について改めて周知に努めます。

また、無料低額診療事業(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第3項第9号に規定する無料低額診療事業をいう。以下同じ。)を行う施設の活用に配慮します。

病気等により急迫した状態にある者及び要保護者が医療機関に緊急搬送され入院となった場合については、必要に応じて生活保護を適用します。

#### (4) 生活に関する相談及び指導に関する事項について

ホームレスに対する生活相談や生活指導を効果的に進めるためには、ホームレスの個々のニーズに応じた対策が必要であり、こうしたニーズに的確に応えられるよう、関係機関相互の連携を図りつつ総合的な相談体制の確保に努める必要があります。

##### ア 実態把握

全市のホームレスの実態を把握するため、関係部局の協力を得て、定期的なホームレス一斉調査（目視調査）を今後も継続して実施します。また、更生センター・更生援護相談所による巡回生活相談を充実させ、日常的な生活実態や個々のニーズの把握に努めます。

##### イ 総合的な相談体制の確保

更生センター・更生援護相談所による巡回生活相談の機能を強化することにより、保健所（保健センター）、福祉事務所、施設管理者等関係機関や社会福祉施設が相互に連携した総合的な相談体制の整備に努めます。又、各関係機関においては、研修等により職員の資質向上を図るものとします。

##### ウ ホームレスに対する心のケア

ホームレスは、野宿生活等により健康状態が悪化しているケースが多く、身体面はもちろん、精神面においても対応が必要な場合があります。これらのことから、心のケアについても必要に応じ、各区の精神保健福祉相談及び保健所等が連携しながら対応に努めます。また、複雑困難な事例については、保健所（保健センター）、福祉事務所等の関係機関に対して、こころの健康センターが指導・援助を行います。

##### エ 福祉事務所における相談窓口対応

各区の福祉事務所においては、従来から生活に困窮している世帯の情報が窓口につながるように、個人情報保護に留意しつつ、民生委員児童委員協議会への協力依頼や、保健福祉・住宅・水道等の関係部局及び電気の事業者とも連絡のうえ、適切な対応に努めてきました。今後とも相互の連携を強化し、適切な相談窓口対応を行うことにより、ホームレスとなることを防止するよう配慮します。

##### オ 関係機関との連携等

市民等からの通報が寄せられた場合は、原則として通報を受けた機関がホームレスの状況を具体的に把握のうえ、必要な対応を行うほか、相談内容に応じた関係機関（例；無料一時宿泊・医療相談等の対応を希望する場合は更生援護相談所、高齢・障害者等要援護状態の場合は福祉事務所、荷物の撤去等を要する場合は施設管理者など）への連絡調整を行うなど、適切な機関への相談につなげるよう努めます。

その際、必要に応じ更生センター・更生援護相談所の巡回生活相談を活用する等により、関係機関の連携による情報交換や実態把握を行うよう配慮します。

連絡や引継ぎを受けた機関は、生活相談に応じるだけでなく、相談結果により、更生援助相談所の案内等のほか、その他福祉施策の活用に関する助言、多重債務問題等専門的な知識が必要な事例に対する相談窓口の紹介等、具体的な助言を行うよう努めます。

(5) ホームレスの個々の事情に対応した取り組みについて

ホームレスは大別すると、就労する意欲はあるが仕事がなく失業状態にある者、医療や福祉等の援助が必要な者、社会生活を望まない者という三つのタイプがあります。

これらに社会生活への不適応、借金等による生活破たん、アルコール依存症等個人的要因も付加されて複雑な問題を抱えているケースも多く、対策を講ずるにあたっては、ホームレスの実態を十分に把握するとともに、ホームレス自身の自助努力も前提としながらホームレスのタイプに応じた適切な施策を実施する必要があります。

ア 就労意欲のある者に対する支援

就労する意欲はあるが仕事がなく失業状態にある者については、更生センター・更生援護相談所による巡回生活相談等を通じて、安定した住まいの確保を前提に職業相談、ハローワークの求人情報の提供や神戸市高齢者職業相談室の紹介等を行います。

イ 医療や福祉等の援助が必要な者に対する支援

医療や福祉等の援助が必要な者については、保健所(保健センター)等における健康診査や福祉事務所、更生援護相談所における各種相談事業等の活用を図ります。また、無料低額診療事業を行う施設の活用にも配慮します。このうち、疾病、高齢等により自立能力に乏しい者に対しては、医療機関や社会福祉施設への入所等既存の施策の中での対応を図ります。

ウ 社会生活を望まない者に対する支援

社会生活を望まない者に対しては、民間団体による支援活動や各種相談事業等を通し社会との接点を確保するなど、社会生活に復帰させるように努めます。

エ 女性ホームレスに対する支援

女性のホームレスに対しては、性差を配慮した相談支援に努めるとともに、必要に応じて、県立女性相談センターや婦人保護施設等の関係機関とも十分連携します。児童が一緒であった場合は、速やかにこども家庭センターと連絡をとり、保護するなど適切な対応を図ります。

オ その他の者に対する支援

これら以外にも、ホームレスは様々な個人的要因が絡み合って複雑な問題を抱えているため、個々のケースごとに関係機関との密接な連携の下、柔軟に対応するよう努めます。

(6) 緊急に行うべき援助及び生活保護法による保護の実施について

ア ホームレスに対し緊急に行うべき援助

ホームレスの中には、長期の野宿生活により、栄養状態や健康状態が悪化している場合があります。こうした者に対しては医療機関への入院等の対応を緊急に講ずる必要があります。

(ア) 緊急搬送時の対応

病気等により急迫した状態にある者及び要保護者の医療機関の受け入れ体制の確保に努めます。

医療機関に緊急搬送された場合については、救急隊からの搬送通知を福祉事務所へ送付することにより、早急に実態を把握した上で、行旅病人及び行旅死亡人取扱法による救護や、生活保護による適切な保護に努めます。

生活保護を適用した福祉事務所は、治療後、再び野宿生活に戻ることをないように、関係機関と連携して自立支援の方策を検討します。

(イ) 一時的な住まいの確保

居所が緊急に必要なホームレスに対しては、更生援護相談所の一時宿泊を勧めるほか、NPO 等による無料低額宿泊所や公営住宅の空家募集等の情報提供を行い、住居の確保ができるよう援助します。また、就労しているが収入の少ないホームレスには、兵庫荘、磯上荘への入所を勧めます。

(ウ) その他緊急援助を要する場合の対応

福祉事務所や保健所(保健センター)等における相談事業や健診、更生センター・更生援護相談所の巡回生活相談を通じて、緊急的な援助を必要としているホームレスの早期発見に努めます。

緊急援助を要するホームレスを発見した場合には、関係機関等に速やかに連絡するなど、早急かつ適切な対応を行います。

イ 生活保護法による保護の実施

ホームレスに対する生活保護の適用については、一般の者と同様であり、単にホームレスであることをもって当然に保護の対象となるものではなく、また、居住の場所がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるといことはありません。

こうした点を踏まえ、資産、稼働能力や他の諸施策等あらゆるものを活用してもなお最低限度の生活を維持できない者について、最低限度の生活を保障するとともに、自立に向けて必要な保護を実施します。

この際、福祉事務所等保護の実施機関においては、以下の点に留意するとともに、ホームレス個々の状況に配慮しつつ、市民の理解が得られるよう適切な保護を実施します。

(ア) 個別性に配慮した保護の実施

ホームレスの抱える問題・状況を十分に把握した上で、自立に向けての指導援助の必要性を考慮し、適切な保護を実施します。

(イ) 就労意欲のある者に対する保護の実施

就労の意欲と能力はあるが失業状態にある者については、更生センターへの入所を検討します。

更生センターにおいて、職業相談を活用する等により求職活動を行ったにもかかわらず、就労による自立に結びつかず退所する者については、改めて保護の要否を判断し、必要な保護を行います。

また、就労に至った者については、低廉な民間住宅や公営住宅の空家募集等の情報提供を行うほか、兵庫荘、磯上荘への入所を検討します。

(ウ) 直ちに居宅生活が困難な者に対する保護の実施

ホームレスの状況からみて、直ちに居宅生活を送ることが困難な者もしくは居宅生活が可能であると直ちに判断できない者については、更生センターや救護施設、その他の社会福祉施設への入所を勧めるとともに、必要に応じ適切な保護を行います。

施設において安定した生活状況にあると認められた場合は、関係機関と連携を図り、居宅生活へ円滑に移行するための必要な支援を行います。

(エ) 居宅生活が可能者に対する保護の実施

居宅生活を送ることが可能であると認められる者については、状況に応じ必要な保護を行います。この場合、関係機関と連携して、再びホームレスとなることを防止し居宅生活を継続するための支援や、居宅における自立した日常生活の実現に向けてハローワークによる求人情報の積極的な提供等の必要な支援を行います。

## (7) ホームレスの人権の尊重に関する事項について

基本的人権の尊重は、日本国憲法の柱であり、民主主義社会の基本でもあります。ホームレスの人権の尊重については、市民の理解が得られるよう留意しつつ、以下の取り組みにより推進することが必要です。

### ア 人権啓発事業の実施等

ホームレスに対する偏見や差別意識の解消を目指して、一人一人の人権を尊重するという理念の浸透を図るため、人権啓発事業の実施や人権教育の推進に努めます。

### イ 相談と事案の適切な解決

様々な相談の場を通じて、ホームレスに関する暴力や嫌がらせ等の事案を認知した場合には、関係機関と連携・協力して当該事案に即した適切な解決を図ります。

### ウ 施設における人権の尊重

更生援護相談所等のホームレスが利用する施設において、利用者の人権の尊重に配慮するよう努めます。



( 8 ) 地域における生活環境の改善に関する事項について

ア 施設管理者の役割

公園その他公共の用に供する施設及び場所をホームレスが起居等に使用することにより、適正な利用が妨げられているとき、当該施設管理者は、更生援護相談所、福祉事務所等関係機関に連絡を行い、ホームレスの自立支援等に関する施策との十分な連携を図りつつ、その管理権に基づき以下の対策を講ずるなど、施設の適正な管理に努めます。

(ア) 施設内の巡視、物件の撤去指導等を適宜行います。

(イ) 必要と認めるときは、法令の規定に基づき、監督処分 of 措置を行います。

イ 放棄物等の処理

公園その他公共の用に供する施設及び場所に、ホームレスが起居等に使用していたことによる放棄物があるとき、又はホームレスの所持品で不要となった生活用品等の残存物があるときは、当該施設管理者は適正な利用を確保するために、必要に応じて放棄物及び残存物の処理を行います。

#### ( 9 ) 民間団体等との連携に関する事項について

ホームレスの自立を支援する上で、ホームレスの生活実態を把握しており、ホームレスに最も身近な地域の民間団体（社会福祉協議会、社会福祉士会、NPO、ボランティア団体、民生委員児童委員等）との連携・協力が必要と考えられます。特にNPO、ボランティア団体等は、ホームレスに対する生活支援活動等を通じ、ホームレスとの面識もあり、個々の事情に対応したきめ細かな支援活動において重要な役割を果たすことが期待されます。

##### ア 民間団体等との情報・意見交換

本市においては、ホームレスと身近に接することの多い、NPO、ボランティア団体等との定期的な情報交換や意見交換の場を機会あるごとに設けてきており、今後も継続していきます。

また、地域住民等からのホームレスへの苦情に対し、行政がホームレスまたは支援する民間団体等と地域住民との話し合いの場を作り、適切な解決を図っていく事例などの経験を生かして、ホームレスに関する各種の問題点を把握し、具体的な対策を行っていきます。

##### イ 民間団体等への情報提供・支援

民間団体等に対して、実施計画や各種の施策や取組みについて適宜情報提供を行うほか、各種の支援を行います。

##### ウ 民間団体等との連携・協力

ホームレスへの炊き出しをはじめ多様な支援活動を行っている民間団体等は、行政だけでは必ずしも十分とは言えない分野について、一定の役割を果たしています。

今後は民間団体と本市との相互の立場を尊重しながら、民間団体の知識や経験を活用することによって、連携と協力を図ることとします。

(10) その他、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項について

近年の福祉行政をめぐる様々な課題の背景として、少子高齢化や核家族化の定着、地域住民の相互のつながりの希薄化が指摘されています。ホームレス問題についても、失業等に直面した場合に、こうした家族の扶養機能や地域の支援機能等の低下の中で、家族や地域のセーフティネットが十分に機能しなくなっているという背景があり、問題をホームレスに特化したものとして考えるだけでなく、社会全体の問題としてとらえる必要があります。

こうしたホームレス問題の解決を図るためには、ホームレスの自立を直接支援する施策を実施するとともに、新たなホームレスを生まない地域社会づくりを実現するため、地域福祉の増進を図ることが重要です。

ア 市民福祉総合計画の推進

地域福祉の総合的かつ計画的な推進を図るため、既に策定している「“こうべ”の市民福祉総合計画 2010」を着実に達成し、地域とともに支え合う自立支援のまちづくりを実現します。

イ NPO等が活動しやすい環境作り

NPOや地域住民等に対するボランティアの幅広い参加により、地域福祉を住民全体で支え合う「共助」の社会の構築を目指し、NPO等が活動しやすい環境作りを支援します。

ウ 民生委員児童委員協議会への研修等

民生委員児童委員活動の円滑な遂行及び充実を図るとともに、研修等の推進を通じて委員の質の向上を図ります。

エ 権利擁護事業の推進

痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者等判断能力が不十分な者に対して、福祉サービスの利用支援や日常的金銭管理等の援助を行う権利擁護事業を「こうべ安心サポートセンター」で実施しており、必要に応じ利用の推進を図ります。

#### 4 総合的かつ効果的な推進体制等

##### (1) 国、兵庫県等関係機関との連携

本実施計画に基づき、各施策を実施するにあたっては、国、兵庫県等関係機関と連携・協力するとともに、その他の施策の活用方策について検討を加え、ホームレスに関する問題の解決に努めます。

特に兵庫県とは、「県市連絡調整会議」「ホームレス自立支援対策連絡協議会」等を通じて従前から情報交換を密にしており、県下のホームレス対策に不均衡が生じないように、引き続き連携を図っていきます。

また、財政面や現行の法制度上の規定により神戸市単独で解決が困難な課題については、機会あるごとに他の政令指定都市やその他の大都市等とも協議のうえ、国や県の関係部署に必要な財政措置や事業の規制緩和等について要請していきます。

##### (2) 他の関係機関等と連携

本実施計画に基づき、各施策を実施するにあたっては、社会福祉法人、NPO、ボランティア団体等の民間団体等と十分に連携し、その団体の施設や知識、人材等の活用について検討していきます。

## 5 フォローアップ及び見直し

### (1) 計画期間

本実施計画の運営期間は5年間とします。

ただし、特別の事情がある場合には、この限りではありません。

### (2) 計画の見直し等

見直しにあたっては、期間の満了前に、当該地域のホームレスの状況等を客観的に把握するとともに、関係者の意見を聴取すること等により、実施計画に定めた施策の評価を行います。

評価により得られた結果については、公表するとともに、実施計画の改訂の参考にします。

## 《関連する施策・窓口の例示》

問題・事例ごとに対応方法が異なる場合があります。詳しくは各窓口にお尋ねください。

施策	施策の概要	主な窓口・問合せ先
一般向けの雇用	求職の受付及び紹介、雇用情報の提供その他雇用の相談	ハローワーク神戸 3 6 2 - 8 6 0 9 ハローワーク灘 8 6 1 - 8 6 0 9
高齢者の雇用	55 歳以上の方を対象にした求職の受付及び紹介、雇用情報の提供その他雇用の相談	神戸市高齢者職業相談室 2 3 2 - 8 6 5 0
雇用状況に関する情報の提供		産業振興局庶務課 3 3 1 - 8 1 8 1
市営住宅の募集	市営住宅入居者の募集	神戸市住宅管理センター 2 5 1 - 6 5 4 8
民間賃貸住宅の情報	すまいに関する相談	すまいの安心支援センター “すまいるネット” 2 2 2 - 0 0 0 5
基本健康診査	40 歳以上の人を対象に生活習慣病の予防と早期発見のため、血圧・尿・血液検査などを行う	神戸市保健所 2 3 2 - 7 5 8 1 各区保健福祉部健康福祉課 (保健センター) 〔電話番号は 29 ページ〕
結核検診	各地域を巡回して結核検診を行う	神戸市保健所 2 3 2 - 7 5 8 1 各区保健福祉部健康福祉課 (保健センター) 〔電話番号は 29 ページ〕
精神保健福祉相談	精神保健福祉に関する専門的な相談	こころの健康センター(精神保健福祉センター) 6 7 2 - 6 5 0 0 各区保健福祉部健康福祉課 (保健センター) 〔電話番号は 29 ページ〕

健康相談	一般健康相談等	神戸市保健所 232 - 7581 各区保健福祉部健康福祉課 (保健センター) 〔電話番号は29ページ〕
無料低額診療事業	低所得の傷病者に対し、無料 又は低額な料金で医療を給 付する	各区保健福祉部保護課(福祉 事務所) 〔電話番号は29ページ〕
生活保護	生活保護に関する相談	更生センター 221 - 2810 各区保健福祉部保護課(福祉 事務所) 〔電話番号は29ページ〕 保健福祉局総務部保護課 331 - 8181
無料一時宿泊・移送・医療相 談等に関すること	一時宿泊・移送・医療相談等	更生援護相談所 221 - 2810
簡易宿泊施設	住居のない低所得の単身男 子に、宿泊所その他施設を利用 させる	兵庫荘 671 - 2278 磯上荘 221 - 2142
女性ホームレス	女性ホームレスの生活相 談・一時保護等	各区保健福祉部健康福祉課 〔電話番号は29ページ〕 県立女性相談センター 736 - 0100
子どものいるホームレス	児童に関する相談	こども家庭センター(児童相 談所) 382 - 2525
市民相談	法律問題に関する相談等	市民参画推進局市民情報サ ービス課(市民相談室) 321 - 0033 各区まちづくり推進部まち づくり推進課(長田区はまち づくり支援課) 〔電話番号は次ページ〕

市政相談	市政についての要望・苦情等の相談	市民参画推進局広聴課 331-8181 各区まちづくり推進部まちづくり推進課(長田区はまちづくり支援課) 〔電話番号は下記〕
人権啓発に関すること		保健福祉局総務部人権推進課 331-8181
人権教育に関すること		教育委員会事務局指導部人権教育課 331-8181
公共施設の管理に関すること	道路や公園に関すること	各建設事務所 〔電話番号は30ページ〕
	港湾施設に関すること	神戸港管理事務所 331-4331
民間の施設に関すること		各施設管理者

[ 区役所 ] 区役所保健福祉部・まちづくり推進部

- ・保健福祉部 - 健康福祉課、保護課(保健センター、福祉事務所)
- ・まちづくり推進部 - まちづくり推進課、まちづくり支援課

名 称	電話番号(代表)
東灘区役所(保健福祉部・まちづくり推進部)	841-4131
灘区役所(保健福祉部・まちづくり推進部)	843-7001
中央区役所(保健福祉部・まちづくり推進部)	232-4411
兵庫区役所(保健福祉部・まちづくり推進部)	511-2111
北区役所(保健福祉部・まちづくり推進部)	593-1111
北神分室(北神担当保健福祉課)	981-8870
長田区役所(保健福祉部・まちづくり推進部)	579-2311
須磨区役所(保健福祉部・まちづくり推進部)	731-4341
須磨区北須磨支所(保健福祉課)	793-1313
垂水区役所(保健福祉部・まちづくり推進部)	708-5151
西区役所(保健福祉部・まちづくり推進部)	929-0001



[ 建設事務所 ]

名 称 ( 所管 )	電話番号 ( 代表 )
東部建設事務所 ( 東灘区・灘区 )	8 5 4 - 2 1 9 1
中部建設事務所 ( 中央区・兵庫区 )	5 1 1 - 0 5 1 5
北建設事務所 ( 北区 )	9 8 1 - 5 1 9 1
西部建設事務所 ( 長田区・須磨区 )	7 4 2 - 2 4 2 4
垂水建設事務所 ( 垂水区 )	7 0 7 - 0 2 3 4
西建設事務所 ( 西区 )	9 1 2 - 3 7 5 0

## 参考

### ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法 (平成十四年八月七日法律第百五号)

- 第一章 総則（第一条 第七条）
- 第二章 基本方針及び実施計画（第八条・第九条）
- 第三章 財政上の措置等（第十条・第十一条）
- 第四章 民間団体の能力の活用等（第十二条 第十四条）
- 附則

#### 第一章 総則

（目的）

**第一条** この法律は、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないとともに、地域社会とのあつれきが生じつつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。

（定義）

**第二条** この法律において「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう。

（ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標等）

**第三条** ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標は、次に掲げる事項とする。

- 一 自立の意思があるホームレスに対し、安定した雇用の場の確保、職業能力の開発等による就業の機会の確保、住宅への入居の支援等による安定した居住の場所の確保並びに健康診断、医療の提供等による保健及び医療の確保に関する施策並びに生活に関する相談及び指導を実施することにより、これらの者を自立させること。
- 二 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われる、これらの者に対する就業の機会の確保、生活に関する相談及び指導の実施その他の生活上の支援により、これらの者がホームレスとなることを防止すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、宿泊場所の一時的な提供、日常生活の需要を満たすために必要な物品の支給その他の緊急に行うべき援助、生活保護法（昭和二十五年法律

第百四十四号)による保護の実施、国民への啓発活動等によるホームレスの人権の擁護、地域における生活環境の改善及び安全の確保等により、ホームレスに関する問題の解決を図ること。

- 2 ホームレスの自立の支援等に関する施策については、ホームレスの自立のためには就業の機会が確保されることが最も重要であることに留意しつつ、前項の目標に従って総合的に推進されなければならない。

(ホームレスの自立への努力)

**第四条** ホームレスは、その自立を支援するための国及び地方公共団体の施策を活用すること等により、自らの自立に努めるものとする。

(国の責務)

**第五条** 国は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(地方公共団体の責務)

**第六条** 地方公共団体は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、当該地方公共団体におけるホームレスに関する問題の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(国民の協力)

**第七条** 国民は、ホームレスに関する問題について理解を深めるとともに、地域社会において、国及び地方公共団体が実施する施策に協力すること等により、ホームレスの自立の支援等に努めるものとする。

## 第二章 基本方針及び実施計画

(基本方針)

**第八条** 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、第十四条の規定による全国調査を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を策定しなければならない。

- 2 基本方針は、次に掲げる事項について策定するものとする。

- 一 ホームレスの就業の機会の確保、安定した居住の場所の確保、保健及び医療の確保並びに生活に関する相談及び指導に関する事項
- 二 ホームレス自立支援事業(ホームレスに対し、一定期間宿泊場所を提供した上、健康診断、身元の確認並びに生活に関する相談及び指導を行うとともに、就業の相談及

- びあっせん等を行うことにより、その自立を支援する事業をいう。)その他のホームレスの個々の事情に対応したその自立を総合的に支援する事業の実施に関する事項
- 三 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援に関する事項
- 四 ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項、生活保護法による保護の実施に関する事項、ホームレスの人権の擁護に関する事項並びに地域における生活環境の改善及び安全の確保に関する事項
- 五 ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項
- 3 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針を策定しようとするときは、総務大臣その他関係行政機関の長と協議しなければならない。

(実施計画)

- 第九条** 都道府県は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認められるときは、基本方針に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。
- 2 前項の計画を策定した都道府県の区域内の市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認めるときは、基本方針及び同項の計画に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、第一項又は前項の計画を策定するに当たっては、地域住民及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体の意見を聴くように努めるものとする。

### 第三章 財政上の措置等

(財政上の措置等)

- 第十条** 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を推進するため、その区域内にホームレスが多数存在する地方公共団体及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体を支援するための財政上の措置その他必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(公共の用に供する施設の適正な利用の確保)

- 第十一条** 都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、法令の規定に基づき、当該施設の適正な利用を確保するために必要な措置をとるものとする。

## 第四章 民間団体の能力の活用等

(民間団体の能力の活用等)

**第十二条** 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、ホームレスの自立の支援等について民間団体が果たしている役割の重要性に留意し、これらの団体との緊密な連携の確保に努めるとともに、その能力の積極的な活用を図るものとする。

(国及び地方公共団体の連携)

**第十三条** 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

(ホームレスの実態に関する全国調査)

**第十四条** 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、ホームレスの実態に関する全国調査を行わなければならない。

### 附 則

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

**第二条** この法律は、この法律の施行の日から起算して十年を経過した日に、その効力を失う。

(検討)

**第三条** この法律の規定については、この法律の施行後五年を目途として、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。